

## 令和6年第11回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年11月27日（水） 午前9時50分～12時10分

開催場所 いちき串木野市役所 串木野庁舎 防災センター会議室

### 出席農業委員（11人）

会長	12番 前田 浩二
会長代理	11番 久木山 純広
	1番 池田 善之
	2番 萩手 幹夫
	3番 樋ノ口 正信
	4番 川畑 千秋
	5番 西 美香
	6番 木場 由美子
	8番 古賀 久美子
	9番 西村 四男
	10番 外薦 健藏

### 出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	藤園 宗男
串木野地区2	井手迫 正博
市来地区	永井 美治

出席職員 篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員（11番 久木山 純広 委員・1番 池田 善之 委員）

### 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分（6件）について

日程第2 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（4件）について

日程第3 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第4 議案第54号 非農地証明願（1件）について

日程第5 議案第55号 農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式（15件）について

日程第6 議案第56号 耕作放棄地に係る非農地判断について

## 会議の概要

主幹

おはようございます。ただ今から、令和6年第11回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長

(あいさつ)

主幹

会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくお願ひいたします。

議長

それでは私の方で進めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

主幹

農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数11名で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も出席されておりますことを、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。今日は野元委員が、身内にご不幸があつたということで、欠席でございます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、本日の議事録署名委員については、11番 久木山純広委員と、1番 池田善之 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は6件6筆 1,871 m<sup>2</sup>で

す。本日別紙でお配りしてある航空写真も併せてご覧ください。写真的斜線の部分になりますが、八房の道路に出入りのある農地の貸借契約が今月満了し、今後契約の更新をしなくなることで、いずれも道路から奥の畠への進入路がなくなり、耕作ができなくなるための解約です。貸人と借人両方からの合意解約です。よろしくお願ひします。

議長

ただ今説明がありましたように、八房地区の中間管理法による貸し借りの解約です。地図の全体の各筆に赤い枠を引いてありますが、基本は契約期間を当初 10 年でしたんです。ただ、斜線が引いてある所は、地権者の意向により 3 年間の契約期間になっていたんです。その 3 年間の契約が、今年の 11 月末で切れるということで、また更新してくださいと、地権者の方に言ったんです。ここは 4 筆あって、○○さんという方が所有者なんですが、もう契約の更新はしないということになったものですから、この所にしか進入路が無いんです。道路からの進入路が無くて、色々な農業機械なんかがここを通らないと奥の方に行けないということで、大変残念だったんですけど、進入路が無いことには耕作ができないということです。斜線のところは自動的に 3 年の契約期間が満了して切れるんですが、斜線を引いていない所の筆については、今回合意解約があがってきているところでござります。何かご質疑ございませんか。

外園委員

後は何か作付けをされるんですか。

議長

今のところそういう予定はないんです。何かご質疑はございませんか。

西委員

ちょっとといいですか。

議長

はい、どうぞ。

西委員

この、契約を更新しないと言った所有者は、ここを農地として使用していくかなければいけないんですよね。自分で耕作しないといけないんですよね。

議長

はい、そこは自分で管理をしますということでした。

西委員

管理をするというだけで、別に何か作る計画というのではないですか。

議長

その予定は聞いてないです。ただ管理はするということです。

ここは、1ページの資料のとおり、○○が借りていた所です。牧草を2回か3回位刈り取りをして、ロールにして収穫をした所なんです。今年はお返しするということで、牧草を刈り取ってロールにして、トラクターで耕耘してお返しをする作業を済ませてあります。私たちの指示で、ちゃんと地権者にはお返しをしますということの文書でもつて報告をしてくださいと言ってありますし、それもするということでした。

樋ノ口委員 何をされるのかな。

議長 地権者の意向を優先しないといけないものですから。相当お願ひはしたんですけど。

永井推進委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

永井推進委員 こここの周りの人はどうするんですかね。結局今回解約をされる所がありますよね。解約をする人はいいんですけど、結果的に解約をされる所は、草を払うのも大変ですよね。そこをどう考えるんですかね。

議長 そこはそれぞれ地権者の方で責任を持って管理をしてくださいと言うしかないんですよね。

西委員 こここの通り道の方に、草を刈りに行くからと断って、刈りに行かないといけないんですかね。

永井推進委員 高土手だから入れないんですよ。

議長 機械は入れません。

西委員 ですから、入口を持っている地権者に、草刈りをするから通らせてくださいと言って、通らせてもらわないと中に入れないということですね。

議長 人だけであれば、高土手をよじ登って入れないことはないです。ただ、トラクターなんかの機械は入れないです。

外薦委員 ○○が借りる前の状態で管理をしていくんじゃないですかね。

議長

〇〇が借りる前は、ここ全部を地元におられた畜産農家が相対で借りておられて、その畜産農家が牛飼いを辞めることになったもんですから、一旦は〇〇に貸して、〇〇が撤退するということで、その後に〇〇に斡旋したところなんんですけど。ずっと〇〇が使える状態であれば、うまく管理をされていたんでしょうけど、こういう状態でそれができなくなったもんですから、大変心苦しいところですけど。

西委員

自分ですると言ったのであれば、するというのも逐一確認をした方がいいのかなと思って。

議長

周りから苦情が出てくれれば、農業委員会として地権者に文書でもって草刈りをしてくださいという通知はしますけど、それがない限りはもう地権者の判断で責任を持ってやってくださいと言うしかないですね。

蓑手委員

今まで 10 年位は、こういう状態でうまく利用されていた部分が、今後は 1 年に 1 回草刈りをされるかどうかで、荒れる要因の 1 つになるということですね。

議長

10 年以上になります。

蓑手委員

10 年以上は管理をされていた所ですからね。それが個々人に戻るとしたら、当人たちが管理をするかどうか。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではお諮りします。日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知農地中間管理法分 6 筆 1,871 m<sup>2</sup>については、報告のあったとおり受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知農地中間管理法分 6 件については、通知のとおり受理することで決定しました。

次に進みます。日程第 2 議案第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 4 件です。4 件

全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。2ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。譲受人は今までも、申請地を相対で耕作しています。譲受人は所有する農地は全て耕作し、飼育する牛のための牧草を栽培しておられます。調査は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、11月23日午後1時50分より行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は2～3ページを参照してください。申請地は①、③が農用地区域内農地、②が農用地区域外農地であります。申請地は現在譲受人が耕作しています。労働力状況は1人で、農機具保有状況はトラクター、コンバイン、田植機、草刈り機等保有しております。申請地取得後の営農計画は、水稻（WCS）を作付けする予定です。自宅からの通作距離は約3.5kmです。耕作意欲も十分あると見て來ました。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

4ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。借人が貸人から、賃貸借と使用貸借で農地を借りたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。借人は農地の所有はできない解除条件付法人です。9月の総会で皆様に農地探しをお願いしました法人です。後程29ページのその他（6）で法人の報告をいたします。今回の申請地を借り受けて、ビニールハウスを建て、杉の苗木を一定の大きさまで栽培した後、自社保有の山林に移植して、林業の維持を図ることを目的にした苗木の栽培をいたします。調査は【正】を外薦委員、【副】を野元委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10 番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、11月22日15時40分より、代理人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施いたしましたので報告いたします。申請地の位置図は4、5ページになります。申請地の①、②は農用地区域内農地、③は農用地区域外農地です。申請地を借り受ける目的は、杉の苗木を一定程度栽植した後、自社保有の山林に移植し、伐採可能程度までに育てて伐採する計画です。年間28,000本を収穫予定です。苗木については、①と②にそれぞれ幅6m、奥行き30mのビニールハウスを建て、半年間で約40～50cm程になってから③へ移し、外気で約10ヶ月経ったら自社保有の山林に移植します。播種、植付け及び収穫は手作業で、病害虫発生時の薬剤散布はスプレー剤を用います。通常は1人で作業し、繁忙時は他の構成員8名で手伝います。通作距離は、事務所から3km程度です。以上のことから特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

6ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は譲受人の自宅の隣で、譲受人は今までも申請地を相対で借りて耕作しておられます。調査は【正】を野元委員、【副】を外菌委員にお願いしております。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

野元委員が、急遽欠席ということでしたので、私が調査報告書を代読したいと思います。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、11月22日（金）午後4時15分より代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は6～7ページになり、農用地区域外農地で、譲受人宅の隣です。労働力は2人で、申請地は譲受人が耕作されており、白菜、にんにく、そら豆等を栽培の予定です。農機具は耕耘機、草刈り機、管理機を保有されています。特に問題はないと思われますが、皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。続いてNo.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 8ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請地には、日吉の山林で栽培しているクヌギを運び、しいたけを栽培するそうです。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、11月25日午後2時30分より行政書士立会いのもと、西村委員と調査を実施しましたので報告をいたします。申請地は農用地区域外農地です。資料は8～9ページをご覧ください。譲受人はしいたけの原木を集めて、菌打ち、作業場として利用したいということです。一部にしいたけを植えたいそうです。周辺には雨水防止や土の流出防止のため、全体を防草シートで張りつめてありました。西は畠、東は道路、北は道路と水路、南は宅地と畠です。作業が忙しい時には、妻と共に行います。農機具は一式保有しています。私達の見た所、特に問題はないを見てきました。皆様方のご審議方よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。ただ今No.1からNo.4まで事務局の説明と現地調査の報告がありました。これから質疑に入りたいと思います。個別に質疑をお受けしたいと思います。まず2ページ、3ページのNo.1について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方からいいですか。現地を見ると、植えてあるのは牧草なんですか、それとも水稻の跡ですか。

棚町主査 すみません。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 今までここを相対で借りていらっしゃって、牧草を栽培していたということでした。

樋ノ口委員 水稻牧草です。普通の水稻を植えて、それをWCSとして刈っています。ここは川上でイノシシが出る所だから、普通の稻作はできないということだったです。今は2回目を刈ってロールにしようとしています。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは次の4ページ、5ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。ここは遊休地で、草が伸びていた所だったんですが、周りの方々も大変迷惑を被っていたので、使ってもらって大変有難いという周りの方の意見もありました。それではいいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次の6ページ、7ページのNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次の8ページ、9ページのNo.4について、何かご質疑ございませんか。

外菌委員 くぬぎは何十本位なんですか。

樋ノ口委員 くぬぎは何十本ではなくて、来年はしいたけを 50 キロ位の収穫をする時の作業場として利用するということで、奥の方に少しだけくぬぎを置く場所ということです。後々は、小屋を建てて菌を打つとか作業場になるかもしれません、取りあえずは木を持ってきて置く場所にするということだったです。

外菌委員 乾燥しいたけですか。

樋ノ口委員 原木だけだと思います。菌を打つのは小屋がいるから、その時にはまた申請があるかもしれませんけど。

議長 ちょっと質問ですけど、左側に高土手がありますよね。

樋ノ口委員 あの上は畑です。

議長 地図からいければ、どこの面ですか。西側の面ですか、南側の面ですか。

樋ノ口委員 南側の面になります。

議長 南側の面が土手なんですね。

- 樋ノ口委員 その奥に住宅が1件あります。
- 議長 しいたけ栽培ということで我々は説明を受けたんですけど、主な目的としては、しいたけ栽培なのか、原木を置く場所になるのか。
- 樋ノ口委員 原木を置く場所として使いたいそうです。話をしたところ、3条申請をしてくださいと言われたそうです。
- 議長 そこらあたりは大丈夫なんですかね。
- 井手迫推進委員 しいたけの原木を置くということじゃないですか。
- 樋ノ口委員 そこに集めるということだったです。
- 議長 3条申請で出てきているわけだから、栽培という行為がないとどうなんですかね。原木を置くだけでは、資材置場になるんじゃないですか。農業用の資材置場と言えば、転用に当たるんじゃないかと思うんですけど、栽培をするということが農地としての利用になると思うんですよね。
- 樋ノ口委員 そこで栽培をするとは言わなかった。木を集めて集荷する作業場にするということだったです。
- 西委員 今はしいたけはどこで作られているんですか。その作業をするためのしいたけはどこで作られているんですか。置くだけなんですね。
- 樋ノ口委員 他の所は聞かなかつたですが、集めるということだったです。
- 議長 事務局、どうぞ。
- 棚町主査 私が申請を受ける段階では、日置市の日吉に山林を持っていらっしゃって、その日吉の方からくぬぎを切り出して、ここに集めて、ここでしいたけの菌を植えて栽培をする申請だということを行政書士から聞いたので3条申請をお願いしますと申し上げたところでした。
- 樋ノ口委員 作業場ですからね。でも、屋根が無いですよね。
- 川畠委員 日陰じゃないと栽培はできないですよ。
- 外薦委員 シートを被せるかしかないですよね。

- 久木山委員 井戸水がないと、水道水ではダメですよね。川から水を汲まないと。
- 外薦委員 とりあえずは置いて、先々は栽培までしていくという考え方でしょうね。
- 樋ノ口委員 見た時に、そんなに沢山持ってくるんだろうかというのもあったんですけど。この前の申請で、生福の方の畑を2枚、ブルーベリーとか桃とか植えてあるという所がありましたよね。あそこの反対側になるんです。大蔭にも少し畑を持っていて、少しづつ増やしていくってます。
- 議長 しいたけ栽培ということがあるという前提での申請だと思いますので。
- 樋ノ口委員 私も日置市に山林を持っているということは聞いていませんでした。
- 議長 そこは事務局、もう一回確認をしてください。栽培することが前提ですよということで。ただ、単なる資材置場じゃ3条ではどうかなと思います。
- 棚町主査 単なる資材置場では転用ですという話しもあります。そしたらそこで栽培をしますとおっしゃったものですから、3条で申請してくださいと言ってありました。
- 議長 そこは改めてまた聞いてください。念を押してください。
- 棚町主査 はい。
- 議長 聞くんじやなくて、こういうことでないと3条ではダメですよと念を押してください。それでは他にご質疑ございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 他にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第2議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、今回は4件ですがいずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第3議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。10ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は対面地で電気店を営む会社法人で、現在駐車場が狭く不自由していたため、申請地を買い受けて駐車場にしたいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしております。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、11月25日（月）午前8時半から行政書士、古賀委員と3名で農地転用実態調査を実施しました。申請地につきましては、10ページ、11ページを参照してください。転用事由については、譲受人が対面地で電気店を営む会社法人で、現在駐車場が狭く、来店者やイベント等の時の駐車場確保に来場者に大変迷惑を掛けていることから、今回申請地を買い受けて、来店者の駐車場にしたいための申請であります。転用の土地の被害防除については、北側は道路、西側は雑種地、東側は畠、南側は宅地であります。造成計画は現状のまま利用し、被害防除のために南側にブロックを3段積み、土留め工事をします。雨水排水は側溝への水路放流です。調査したところ何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは次のNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。12ページをお開きください。譲受人は申請地の隣接地に住んでおり、自宅の敷地内に車の駐車スペースが無く不自由しており、申請地を買い受けて自宅の駐車場及び月極駐車場にして、生計の足しにしたいための申請であります。宅地が

143 m<sup>2</sup>で合計 345 m<sup>2</sup>になります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、11月25日（月）午前8時50分より行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の12ページ、13ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。転用目的は、譲受人は隣接地に住んでおり、自宅の敷地内に駐車場のスペースが無く不自由なため、申請地を譲り受けて駐車場にし、一部を月極駐車場として生計の足しにしたいための申請です。事業計画は自宅用に3台分必要で、月極駐車場を3台、合わせて6台分の駐車場を確保します。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用し、被害防除策はブロックを3段積み、土留め工事をします。駐車場として利用するだけなので、日照等には影響を及ぼさないと思います。北側は道路、西側は5条申請No.1の畠、東側と南側は宅地です。用排水計画の雨水排水は溜柵で水路放流です。資金調達計画は自己資金で、工事計画は12月からです。5条申請の備考欄に記載してあります書類が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今から質疑に入ります。個別に質疑をお受けしたいと思います。まず10ページ、11ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございます。それでは次の12ページ、13ページのNo.2について、ご質疑ございませんでしょうか。ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。月極駐車場ということで、3台分ということだったんですが、周辺の状況から見て月極駐車場として利用されるような需要があるんでしょうか。

久木山委員

2台は今決まっています。家族が3台と、2台ですね。

議長

はい、わかりました。周りにアパートらしきものがありますね。アパートも1台分はあるんでしょうけど、2台、3台となった時に周辺に求めないといけないということで、需要はあるのかなと思われます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、一括してお諮りしたいと思いま  
す。日程第3議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請  
今回は2件ですが、2件についてはいずれも申請のとおり許可するこ  
とで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第53号農地  
法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも  
申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第54号非農地証明願についてを議題と  
します。今回の申請は1件で、違反転用指導対象事案ですので、現地  
調査の報告は省略いたします。それでは事務局の説明をお願いしま  
す。

松原主査

日程第4議案第54号非農地証明願1件についてであります。既に  
違反転用と判断されております。14ページをお開きください。No.1に  
ついてご説明いたします。平成元年頃から、近隣の住民等が駐車ス  
ペースを有していなかったため、農地法の許可を得ることなく、月極  
駐車場として使用し、現在も使用している状況で、終活に伴い今回申  
請され、始末書が添付されております。

議長

以上で事務局の説明は終わります。何か皆さんの方からご質疑ござ  
いませんか。私の方から、月極駐車場ということですから、利用者と  
契約をしているわけですね。

松原主査

平成元年当時が15台契約をしていたということで、現在は10台契  
約をしているということです。月に3,000円です。

久木山委員

○○は何台ですか。

松原主査

○○とは言われなかっただけで、現在は10台契約をしているそ  
うです。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第4議案第54号非農地証明願1件については、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第54号非農地証明願1件については、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第55号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、○○委員でございますが、すみませんがご退席をお願いいたします。

**○○委員退席後**

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

16ページ、17ページをご覧ください。日程第5議案第55号令和7年2月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規で4件、継続で11件、46筆146,421m<sup>2</sup>です。7番は、今まで基盤強化法での契約から、今回中間管理事業で契約をすることになった分です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い13番と14番の借人は、家族の所有する農地を耕作しておられます。よろしくお願ひします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。大部分が、契約満了による継続分ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。ちょっと私の方から、自分の農地を自分に貸すという所が何件かありますけど、これは集積協力金の関係でこういう貸し借りが出てきているということですか。

棚町主査

よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

棚町主査

農政課にも確認をいたしましたが、今回の筆については集積協力金の対象にはなっていないということで、10年前は対象地だったんです

が、今回の更新については集積協力金の対象にはならず、ご本人の希望で貸し借りをされているということでした。

議長 2番と4番ですよね。

棚町主査 そうですね、あと10番もですね。

議長 普通は機構集積協力金をもらうために団地化を図る必要があるって、こういう自分から自分への貸借というのがあるんですが、機構集積協力金というのは1回限りで交付が終わるので、更新の段階に当たってはそこまで配慮をする必要はないんですけど、ご本人の希望というこのようで、こういう計画になっているということでございます。

蓑手委員 これは高畠の所ですか。

棚町主査 高畠もあります。

蓑手委員 一番最初に中間管理機構の導入をされた地域じゃなかったのかな。その更新がもう来たということですね。

議長 農地中間管理事業が平成26年から始まっておりまますので、ちょうど10年経って更新ということになっています。おそらく最初の頃のスタート時点での契約だったんでしょうか。

蓑手委員 いちき串木野の第1号の契約だったんですね。

議長 他にご質疑ございませんか。

樋ノ口委員 3番の5年というのは、何か理由があるんですか。作業内容としては果樹となっているんですが、5年というのは短いんじゃないかなと思って。

議長 事務局どうぞ。

棚町主査 この年数に関しましても、3番の借人につきましても農政課にお尋ねしているところなんですが、借人の体調の問題とかで5年をご希望されているということと、息子さんが新規就農の方で頑張っていらっしゃるので、その方に契約をされなくていいんでしょうかということをお尋ねしたんですが、その息子さんで契約をする場合は農政課に出す色々な計画書の変更をしないといけないので、とりあえずお父様の

お名前で、お父様も現役で農業をされていますので、借りたいというお返事でした。

議長 よろしいですか。樋ノ口委員は、いいですか。

樋ノ口委員 はい。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第55号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第55号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）件については、ただ今報告のあった内容で決定いたしました。○○委員はまた自席へお戻りください。

#### ○○委員着席後

次に進みます。日程第6議案第56号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第6議案第56号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。18ページをお開きください。令和6年度の利用状況調査で、森林・原野化して農地としての利用が難しいと判断したB判定の土地に対し、農地台帳から外して農地としては取り扱わないとする非農地判断の決定を、本日の総会で行っていただきたいと思います。農地・非農地の判断対象地リストでありますが、令和4年度より農振農用地も、他の農地と同様に非農地判断しており、表の右から2列目の農用地区域の列での○印が農用地となっています。また、備考欄に通知済、通知無とありますが、通知済については今回のこの議案で非農地判断をされた後に、非農地通知を送付予定しているものを指します。所有者が亡くなられている場合でも、同じ世帯にご家族がおられる場合、その方に送付しますので、このような場合も通知済として挙げてあります。通知無は所有者死亡で、同じ世帯にご家族がいない場合と、農振農用地内で非農地判断された所になります。農振農用地内で

の非農地については、地目を変更され様々な転用を防ぐために通知をしない所あります。18から21ページまで合計で107名139筆、面積79,185m<sup>2</sup>となっていて、通知ができる方が41人の58筆36,030m<sup>2</sup>、できない方が66人の81筆43,155m<sup>2</sup>で、うち農用地のため通知しない方は13人で16筆21,367m<sup>2</sup>となっております。通知後、非農地ではない等の申し出があった場合に、担当の農業委員の方に再度現地調査に行ってもらうケースもありますので、その際はよろしくお願ひいたします。また、令和5年度までの通知状況についても報告いたします。配布してある別紙をご覧ください。令和6年11月20日時点での、B判定後通知した筆数が7,721筆、うち地目変更された筆数が1,949筆で、通知により約25.2%が地目変更されている状況です。未通知については5,543筆で、内訳は農用地88筆、死亡後相続未登記が1,302筆、現在住基情報で確認できない者が2,381筆、市外居住者が1,772筆となっております。

議長

ただ今事務局の説明がございました。過年度の分も含めて通知状況が説明されました。通知をしても3/4、75%は地目変更がされていないということですね。この分については、農地台帳からは消えないという、非農地扱いをしているんだけど、農地台帳からは抹消できない筆が75%あるということですね。大変多くの筆が残っているということでございます。今回の非農地判断については、139筆、79,185m<sup>2</sup>ということで、皆さんのが7月、8月、9月にかけて現地調査をしていただきて新たに非農地判断をした分のリストでございます。皆さんから何かご質疑ございませんか。

井手迫推進委員

ちょっとといいですか。

議長

はい、どうぞ。

井手迫推進委員

通知無というのは、例えば県外だと思うんですけど、この方が自分の農地をもう作っていないので転用をしようと思っているとか農業委員会に連絡をしてきて、非農地証明をしてあげますから転用をしてくださいねというのはできるんですか。

松原主査

転用の相談があった時点でB判定かどうかというのは分かりますので、B判定だった場合には、非農地通知を発行しています。

井手迫推進委員

県外の人とかが帰って来てみて、荒れているからどうにかならないだろうかと相談があった時には調べてみて非農地の場合には転用をしてくださいねということをするんですね。

- 松原主査 まずは地目変更をしてからですね。
- 井手迫推進委員 はい、わかりました。たまたま帰ってきて、自分の所を何とかしないといけないと思っていても、山のようになっていたらどうにもできない可能性はありますよね。
- 議長 今、井手迫推進委員が言った、申し出があつて出すのは非農地証明じゃなくて非農地通知です。
- 井手迫推進委員 非農地通知ですね。非農地通知をしていて、それから申請をして非農地証明をするんですよね。
- 松原主査 非農地通知で法務局に行って地目を変更してもらえば、こちらで農地の転用は必要なくなるので。
- 井手迫推進委員 非農地通知を出すということですよね。
- 松原主査 はい、非農地通知を出します。
- 議長 その通知書を持って法務局で地目を変えてもらうことになります。そうしたら、転用許可申請は不要です。他にご質疑ございませんか。各委員の皆様が現地調査をして、これはもうB判定だということでされた分だけなんですが、自分で非農地判断をした時点で、迷った所はなかつたですか。Aの黄色かな、それともBかなと、迷った所はなかつたですか。
- 樋ノ口委員 Bの所を尋ねてみたら、結局後をする人がいないという所は完全にBだなと。息子さんが帰って来るかも、まだ会社勤めだよという所はまだいいかと、そこらへんで判断しました。
- 議長 ありがとうございました。他にご質疑ございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第56号耕作放棄地に係る非農地判断について、今回は139筆79,185m<sup>2</sup>については、今回非農地判断をして今後は農地としては取り扱わないということで、決定してよろしいでしょうか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第56号耕作放棄地に係る非農地判断について、今回の139筆 79,185m<sup>2</sup>については、今回非農地と判断して今後は農地として扱わないということで決定いたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員